

第
19
回

交通事故専門行政書士による

交通事故相談会



あなたとつながる
あなたに寄り添う

自動車事故に遭って「困っていること」や「わからないこと」をご相談ください。
交通事故業務に長年携わっている行政書士があなたの相談に応じます。

日時 2020年9月6日 午前10時から午後4時まで

会場 高崎市中央公民館（高崎市末広町27）2階 第一集会室

主催 群馬交通事故研究会

相談料 無料 相談は無料です。お気軽にお越しください。

できるだけ事前にご予約ください。

関係書類を持参の上お越しください。一回の相談時間は30分以内です。

行政書士は行政書士法により守秘義務を負っていますので秘密を厳守します。

手続代行・代理業務の勧誘などはいたしませんのでご安心ください。

新型コロナウイルス感染防止のため、ご来場の際にはマスクの着用をお願いします。

ご予約・お問い合わせは

群馬交通事故研究会会長 稲垣 正晴 まで

電話027-364-8164（行政書士稲垣正晴事務所）

群馬交通事故研究会とは

群馬交通事故研究会は、行政書士業務を通して交通事故の撲滅、交通事故被害者の救済に寄与することを目的に、群馬県行政書士会に入会している行政書士を会員とする任意団体として平成12年6月に発足しました。

当研究会は月1回もしくは2回の研究会を開催して自賠責保険の支払請求手続や事実調査に基づく損害額の算定について研究しています。

平成14年は12月に、平成15年からは毎年9月に交通事故相談会を高崎市中央公民館で開催しています。

平成17年から平成30年まで毎年9月に交通事故に関する講演会を高崎市中央公民館で開催しました。

平成24年からは毎年11月に、行政書士の交通事故業務の質の向上のために、行政書士向けの交通事故業務研修会を開催しています。

行政書士の交通事故業務

行政書士としての交通事故業務は、自賠責保険支払請求書を作成することおよび正当な損害額算定のための調査です。

主な交通事故業務

- 自賠責保険支払請求書の作成
- 上記に関する相談
- 現場調査に基づく事故状況調査
- 医師との面談等による医療調査
- 各種必要書類の取り付け



自動車事故でケガをした人が守るべき3カ条

1. ケガの治療はお医者さんまかせにしない。
2. 加害者側任意保険会社に治療費の立て替え払いはしてもらわない。
3. 損害の調査・立証・算定は加害者側任意保険会社まかせにはしない。



当研究会では、自動車による人身事故の被害者が正当な賠償を受けるために、上記の3カ条を提唱しています。

正当な賠償を受けるためには、被害者が自ら行動することが大切なのです。

「こっちは被害者なのに、なんで自分が動かなければならないの?」とお思いかもしれません。しかし、自動車事故に限ったことではなく、何事も「相手まかせにしている」は相手の都合のいいようにしかならない。」のです。

群馬交通事故研究会

[会 長] 稲垣 正晴 [事務所所在地] 高崎市天神町126番地4 メンズドールS・T201
[電 話] 027-364-8164 [U R L] <http://www.e-sihousyosi.com/>